6

固定資産税及び都市計画税

(一)　労働者協同組合連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫について、非課税措置を講ずることとした。（第三四八条関係）

(二)　福島国際研究教育機構が所有する固定資産について、非課税措置を講ずることとした。（第三四八条及び第七〇二条の二関係）

(三)　固定資産税に係る質問検査権について、納税義務者にその者の所有に係る家屋を引き渡したと認められる者が対象となることを明確化することとした。（第三五三条及び第三九六条関係）

(四)　道府県知事又は総務大臣が所有者に対して行う固定資産の価格等の通知について、所有者の申出がある場合には、当該価格等を電磁的方法により通知しなければならないこととする等の措置を講ずることとした。（第三九三条関係）

(五)　博覧会への参加者が博覧会の会場内において博覧会の用に供する一定の家屋及び償却資産について、令和六年度から令和八年度までの固定資産税及び都市計画税に限り、非課税措置を講ずることとした。（附則第一四条の二関係）

(六)　博覧会協会との間に固定資産を博覧会協会に無償で貸し付けることを内容とする契約を締結した者が博覧会協会に無償で貸し付ける一定の固定資産について、令和六年度から令和八年度までの固定資産税及び都市計画税に限り、非課税措置を講ずることとした。（附則第一四条の二関係）

(七)　中小事業者等が令和五年四月一日から令和七年三月三一日までの間に中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の機械装置等について、固定資産税の課税標準を当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度間はその価格の二分の一の額とすることとした。ただし、当該機械装置等のうち租税特別措置法に規定する雇用者給与等支給額の増加に係る一定の事項が記載された認定先端設備等導入計画に従って取得をしたものにあっては、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度間（令和六年四月一日から令和七年三月三一日までの間に取得をしたものにあっては、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から四年度間）はその価格の三分の一の額とすることとした。（附則第一五条関係）

(八)　一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（路線定期運行を行う者に限る。）が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定による認定を受けた道路運送高度化実施計画に基づき実施する道路運送高度化事業の用に供する一定の電気自動車の充電の用に供する一定の土地及び償却資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準を、当該土地及び償却資産が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和一〇年三月三一日までの期間内に最初に当該道路運送高度化事業の用に供されてから五年度間はその価格の三分の一の額とすることとした。（附則第一五条関係）

(九)　修繕等を含む一定の大規模な工事が行われたマンションについて、次のとおり固定資産税の減額措置を講ずることとした。（附則第一五条の九の三関係）

(1)　新築された日から二〇年以上を経過したマンションのうち、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の規定による助言若しくは指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンション又は管理計画認定マンションで一定のものであって、令和五年四月一日から令和七年三月三一日までの間にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む一定の大規模な工事が行われたものに係る区分所有に係る家屋について、当該工事が完了した年の翌年度分の固定資産税額の三分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を減額することとした。

(2)　減額の対象となるマンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税の納税義務者は、工事完了後三月以内に市町村に申告することとした。

(一)　平成三〇年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が一定の区域内に令和五年四月一日から令和七年三月三一日までの間に当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され、又は改築された家屋について、取得又は改築から四年度間は固定資産税額及び都市計画税額の二分の一に相当する額を減額することとした。（附則第一六条の三関係）

(二)　平成三〇年七月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に令和五年四月一日から令和七年三月三一日までの間に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分について、固定資産税の課税標準を取得又は改良から四年度間はその価格の二分の一の額とすることとした。（附則第一六条の三関係）

(三)　令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で令和二年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「令和二年七月豪雨に係る被災住宅用地」という。）のうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部について、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした。（附則第一六条の四関係）

(四)　令和二年度に係る賦課期日において令和二年七月豪雨に係る被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者（以下「令和二年七月豪雨に係る被災住宅用地の共有者等」という。）が、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において令和二年七月豪雨に係る被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している一定の被災住宅用地の全部又は一部のうち家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした。（附則第一六条の四関係）

(五)　令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税についても各区分所有者が当該土地の持分の割合等により按分した額について納付する義務を負うものとすることとした。（附則第一六条の四関係）

(六)　仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が令和二年七月豪雨に係る被災住宅用地等である場合において、当該被災住宅用地等につき登記簿等に所有者として登記等がされている当該被災住宅用地等の所有者等をもって当該仮換地等に係る所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該仮換地等を令和二年七月豪雨に係る被災住宅用地等とみなして、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした。（附則第一六条の四関係）

(七)　電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充塡するための設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の六分の五（当該設備のうち一定の大規模なものにあっては、二分の一）（改正前四分の三）の額とした上、その対象資産の取得期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）